

平成21年 5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 安 楽 亭  
代 表 者 名 代表取締役社長 柳 時 機  
(コード番号 7562 東証第二部)  
問 合 せ 先 取締役総務人事部長 本多 英明  
( T E L 048-859-0555)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年 5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年 6月26日開催予定の第31期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除するとともに、条数の繰上げを行うものです。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

| 現行定款   | 変更案                   |
|--|-----------------------|
| <u>(株券の発行)</u><br>第7条 当会社の株式については、株券を発行する。                       | <u>(削除)</u>           |
| 第8条<br>ゝ 条文省略<br>第9条   | 第7条<br>ゝ 現行どおり<br>第8条 |
| <u>(单元未満株券の不発行)</u><br>第10条 当会社は、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定め | <u>(削除)</u>           |

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>るところについては、この限りでない。</p> <p>( 単元未満株式の買増し )<br/> 第11条 当社の株主( <u>実質株主を含む。以下同じ。</u> )は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</p> <p>( 単元未満株式についての権利 )<br/> 第12条 条文省略</p> <p>( 株主名簿管理人 )<br/> 第13条 条文省略<br/> 条文省略<br/> 当社の株主名簿( <u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u> )、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第14条<br/> ゝ 条文省略<br/> 第47条<br/> ( 新設 )</p> | <p>( 単元未満株式の買増し )<br/> 第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</p> <p>( 単元未満株式についての権利 )<br/> 第10条 現行どおり</p> <p>( 株主名簿管理人 )<br/> 第11条 現行どおり<br/> 現行どおり<br/> 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条<br/> ゝ 現行どおり<br/> 第45条</p> <p>附 則<br/> 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u><br/> 第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p> |

### 3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金)  
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金)

以 上